

## 平成 30 年度 静岡市建設工事等に係る入札・契約制度の改定概要

### 改定項目

- 1 平成 31-32 年度建設業者登録制度の主観的事項の評価項目について
- 2 建設工事における予定価格の事後公表の実施方針について
- 3 格付等級指定型 制限付一般競争入札
- 4 総合評価方式 制限付一般競争入札
- 5 静岡市優良建設工事等表彰要綱の改定について
- 6 小規模工事の工事検査における成績評定対象の見直しについて

## 1 平成 31-32 年度工事業者登録制度の主観的事項の評価項目

平成 31-32 年度工事業者登録時の格付等を実施する総合点算出のための主観的事項を、下記のとおり変更する。

【総合点算定式】 ①客観的事項の数値 + ②主観的事項の数値 = 総合点

①客観的事項の数値：経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の数値を準用

②主観的事項の数値（詳細は静岡市建設工事入札参加者取扱要綱より）

### (1) 評価項目の見直し

1	過去の工事成績 【修正】	過去2年間の市が発注した工事の工種別の平均点において評価。 ア 工種別の平均点が全体の平均点以上の場合（申請者の平均点－（全体の工種別の平均点－1））×10点。ただし、50点を超える場合には50点 イ 工種別の平均点が全体の平均点未満の場合（申請者の平均点－（全体の工種別の平均点－1））×5点。ただし、マイナス25点を超える場合にはマイナス25点 ウ 完成検査に合格した建設工事が無い場合 0点
2	表彰の履歴	前回の定期認定から表彰の対象となった場合 工事1件につき20点（対象工種にのみ適用する。）
3	災害時における応急対策活動に関する協力協定の締結状況	静岡市と災害時における応急対策活動に関する協力協定を締結している場合 20点
4	障害者の雇用状況 【修正】	法定雇用率以上の障害者雇用がある場合 20点
5	ISO及びエコアクション21の取得状況	ア ISO9001を取得している場合 10点 イ ISO14001又はエコアクション21を取得している場合 10点
6	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出状況	ア 次世代法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出をしている場合 10点 イ 女性活躍推進法第8条第1項若しくは第7項に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出をしている場合 10点

### (2) 評価項目の新設

7	暴力団等排除の取組	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に基づく不当要求防止責任者の選任届を静岡県公安委員会（静岡県暴力追放運動推進センター）へ提出し、その者が入札参加申請の基準日※1前2年間に「不当要求防止責任者講習」を受講した場合 10点  ※1 基準日：定期申請時：申請期間最終日 随時申請時：参加申請日 ※平成31年度定期申請時の受講対象期間 ：平成29年2月1日から平成31年1月31日（2年間）  【提出書類】 不当要求防止責任者講習の受講を証明する書類（不当要求防止責任者講習受講書等）の写し
---	-----------	---

※企業の更なる暴力団排除意識の高揚を図り、その取り組みを評価するため。

8	再犯防止の取組	静岡保護観察所に協力雇用主として登録されている場合 10点 【提出書類】 登録雇用主であることを証明する書類（静岡保護観察所発行の証明書等）の写し ※証明書は申請日から1年以内に発行されたもの
---	---------	---

※保護観察対象者等の雇用に協力する企業の取り組みを評価するため。

### (3) 削除

入札参加停止の履歴 【削除】	前回の定期認定の日から入札参加停止措置を受けた場合 当該入札参加停止期間を通算した期間 1月につきマイナス5点
-------------------	--

※既に入札参加停止措置を受けており、工事登録の際に再度減点する必要はない。

※建設工事の平成 31-32 年度定期登録申請は平成 31 年 1 月頃に申請受付を行います。

## 2 建設工事における予定価格の事後公表の実施方針について

平成 30 年度は指定工種をとりやめ、全発注件数の 4 割程度において事後公表を試行する。

平成 29 年度			平成 30 年度		
事後公表	総合評価（標準型）	↑ 4 割程度 ↓	事前公表・ 事後公表 併用 【全工種】	事後公表	↑ 4 割程度 ↓
	指定工種（※）				
事前公表・ 事後公表 併用 【上記工種以外】	事後公表 (指定工種以外で 2 割)	↑ 6 割程度 ↓		事前公表	↑ 6 割程度 ↓
	事前公表				

※指定工種：とび・土工・コンクリート、電気、管、舗装、塗装、防水、機械器具設置、電気通信、解体（とび・土工・コンクリート、塗装、解体のうち、土木工事標準積算基準によるものは除く。）

## 3 格付等級指定型 制限付一般競争入札

建設業法の改正に伴い、格付等級指定型の対象金額を技術者の専任配置金額要件に引き上げる。

工 種	現 行	改 定
土木一式、舗装、電気	2,500 万円未満	3,500 万円未満
建築一式	5,000 万円未満	7,000 万円未満

#### 4 総合評価方式 制限付一般競争入札

##### (1) 型式

総合評価方式の型式を5型式から3型式に再編する。

【現 行】		【平成30年度】	
型式名	配点 (上限)	型式名	配点 (上限)
標準Ⅰ型	50	技術提案型 (旧標準Ⅰ型)	50
標準Ⅱ型	35	施工能力Ⅰ型 (旧簡易Ⅰ型)	23
簡易Ⅰ型	25	施工能力Ⅱ型 (旧簡易Ⅱ型)	10
簡易Ⅱ型	10		
簡易Ⅲ型	8		

##### (2) 平成30年度運用イメージ

発注方法		入札対象者					
		特定JV		主にA等級		主にB等級	
		現 行	改 定	現 行	改 定	現 行	改 定
総合 評価	技術提案型 (旧標準型)	↕	↕	↕	↕		
	施工能力Ⅰ型 (旧簡易Ⅰ型)			↕	↕		※2
	施工能力Ⅱ型 (旧簡易Ⅱ型)			↕	↕	↕	↕
価格 競争	技術資料提出型				↕	↕	↕
	格付等級指定型				※1	↕	↕

※1 A等級の入札においても、工事实績の少ない優良な企業にも入札参加を促すことを目的に、一部価格競争による入札を実施。

※2 B等級においては、主に土木一式、建築一式工事を対象に、施工能力Ⅱ型を実施し、各企業の工事成績等品質確保への取り組みを評価。

##### (3) 評価項目の変更事項

- ・『施工留意事項検討書（簡易な施工計画）』の廃止
- ・『技術者の過去の工事成績評定の平均点』の廃止
- ・『市内施工割合』の評価方法変更

入札参加者の相対評価から「80%以上」又は「50%以上」の絶対評価に変更

現 行	平成30年度
入札参加者の申請した施工割合を相対的に評価。 評価点=配点×(申請者の施工割合-A)÷(B-A) A:入札参加者の平均施工割合(小数点切捨て) B:参加者の中での最高施工割合	市内企業の施工割合が、発注者が指定した割合(80%又は50%)以上であるかを評価する。

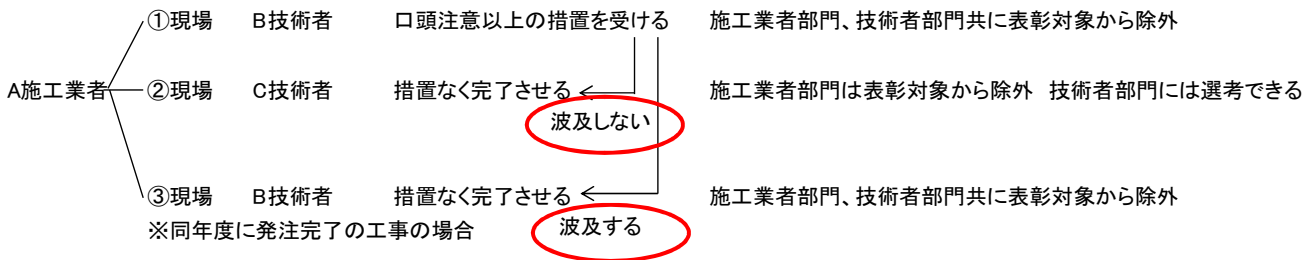
※詳細は「平成30年度静岡市総合評価方式制限付一般競争入札実施のための手引」を参照。

## 5 静岡市優良建設工事等表彰要綱の改定について

技術者部門における表彰及び名簿記載候補者の拡大を図るため、静岡市優良建設工事等表彰要綱の技術者部門における、入札参加指名停止措置等を受けた場合の選定方法について、下記のとおり変更する。なお、本改定は平成30年度表彰より適用する。

### 【改定内容】

技術者部門の表彰については、技術者ごとに判断し、別の技術者には責任は波及させない。



## 6 小規模工事の工事検査における成績評定対象の見直しについて

小規模工事の対象金額を『予定価格(税込)が500万円未満』に統一し、合わせて工事成績評定の対象金額を『当初請負代金額250万円以上』から『予定価格500万円以上』に変更する。

本要領改定については、平成30年度発注工事より適用する。

要領	現行	改定
静岡市小規模工事検査事務要領	当初の請負代金額が250万円未満	予定価格(税込)が500万円未満
小規模工事事務取扱要領	当初請負代金額が500万円未満	予定価格(税込)が500万円未満
静岡市請負工事成績評定要領	当初請負代金額が250万円以上	予定価格(税込)が500万円以上